日隆聖人制定の法度から見た当時の実情に関する一考察

小西日遶

はじめに

京都本能寺・尼崎本興寺開山日隆聖人は、布教の進展に伴う門下僧侶・信徒の増加によって門流を形成するが[1]、その門下の僧侶や信徒をまとめる為に規範である法度の制定が必要になったと思われる。そして日隆聖人が制定した法度は次の五種類である。

(1)本能寺日隆以下大衆連署起請文(文安元年一四四四)
(2)讃州宇多津弘経院法度　(宝徳二年一四五〇)
(3)日隆遺言状　(宝徳三年一四五一)
(4)信心法度　(宝徳三年一四五一)
(5)日隆日禎日明連署本能寺法度　(寛正四年一四六三)

さて日隆聖人は至徳二(一三八五)年に誕生し寛正五(一四六四)年に入滅されたので、活動されたのは室町時代である。一般的に我々がある時代に生きて活動すれば、当然のことながらその時代に施行されていた法制に支配されることになる。我国の古代は律令格式、鎌倉時代は貞永式目等の法令が施行されたことが知られるが、室町時代に実施された法令はどのようなものであったろうか。

まず室町時代とは、我国の中世と呼ばれる時代の中で、広義には鎌倉時代と安土桃山時代の中間に位置する足利将軍の存在期、狭義には前期を南北朝時代、後期を戦国時代としてその両時代に挟まれた一時期を対象としている。[2]

そしてこの時期の法制は古代律令制の矛盾崩壊過程の中で形成されて行ったことが指摘されている。まず源頼朝によって成立した鎌倉幕府は、武士社会で行われていた慣習法に基づく「武家の習」を基本とし、頼朝は直接御家人の訴訟を聴取し判決を下したが、その結果「武家の習」をふまえ道理にかなったものとして御家人達の支持を得たという。しかし承久の乱以後所領をめぐる相論が激増したため、執権北条泰時は成文法の制定を意図し、『御成敗式目』を発令した。

これは幕府法の基本法であるが、『式目』の本条は五十一ヶ条であるために『追加法』が出されており、本条と同じ効力が認められた。南北朝後に政権を樹立した足利尊氏は『建武式目』を公布し、その後成立した室町幕府は、鎌倉幕府の継承者たることを標榜し、独自の法典の発布は行わず、それまでに発令されている法令に各種の追加法を加えて用いたようである。[3]

以上のような国家を成立させる為の基本的な法令とは別に、宗教活動を行う寺社に対する法令も存在した。

まず奈良時代の律令制下では令の『僧尼令』に僧尼についての規定がある。鎌倉時代の『御成敗式目』では、第一条に、「可修理神社専祭祀事」第二条に「可修造寺塔勤行仏事等事」と第四十条に「鎌倉中僧徒恣諍官位事」と寺社についての規定があり、追加法に「神官僧侶規制法」が九ヶ条存在する。中に、「念仏者事」等僧侶の非法に対する規制が見られる。[4]

建武三（一三三六）年十一月七日の『建武式目』は全十七ヶ条であるが、第八条に「可被止権貴幷女性禅律僧

口入事」第十六条に「寺社訴訟依事可有用捨事」の規定がある。その追加法では第六十六条から第七十七条は「大小禅刹規式条々」で禅寺に関する規定がある。[5]

このような、為政者が発令した法令以外に平安時代以降個別の寺院において僧侶の集会を維持する為の規定が存在しており、日隆聖人が活動された応永元年から寛正六年に至る間のみでも、京の東寺や高野山に関わる規則として二百十五例が挙げられている。[6]

さて日蓮門下では日隆聖人と同時代の法度の主なものとして七例が挙げられているが、[7]その中の五例が日隆聖人制定の法度で、他師制定の法度として応永元（一三九四）年六月五日付「本成寺規式幷禁制之事」と応永二十（一四一三）年六月十三日付「妙覚寺法式」少し遅れて文明十六（一四八四）年八月十三日付「本法寺法式」がある。日隆聖人制定の法度については、既に検討された成果が見られるが、[8]本稿では法度を再度検討することによって、聖人が法度を制定されるに至った理由や当時の社会の状況について考察したい。

一、日隆聖人制定法度の内容の検討

まず聖人制定法度の条文を揚げ、その内容を紹介する。

(1)本能寺日隆以下大衆連署起請文（文安元年一四四四）[9]

敬白

本能寺條々法度本尊勧請起請文之事

一、不レ可レ為二女犯肉食一事、委者如二別記一云々

一、不レ可レ為二惣博奕一事

一、堂中於二失物一者、畫者攻番、夜者惣衆、如レ本可二返弁一事

此等條々、違犯罪科者、放二交衆一、可レ為レ停二止請用一也

右、上件、於二條々法度為違犯輩一者、惣者、法華経中之三寶、別者、久遠實成釈迦牟尼佛、並多寶如来、乃至三世十方分身諸如来等、本化上行無邊行浄行安立行等四菩薩等、迹化文殊普賢等、身子目連等、不動愛染諸明王等、四大天王、殊者法華守護之鬼子母神十羅刹女、天照太神正八幡大菩薩等、三十番神日本国中大小神祇等、罷二蒙冥罰一、今生仁者、成二白癩・黒癩一、後生仁者、展轉無数劫之間、必成二謗法一者、可レ堕二無間地獄一者也、仍法度起請文如レ件

日堯（花押）　明忍（花押）
慧照（花押）　直善（花押）
善朧（花押）　智鏡（花押）
日應（花押）　慧教（花押）
慧實（花押）　日祐（花押）
眞存（花押）　圓了（花押）
乗範（花押）　明詮（花押）
日選（花押）　日弘（花押）
日桑（花押）　日淳（花押）
秀覺（花押）　立圓（花押）

源榮（花押）　圓忍（花押）
實勝（花押）　是源（花押）
是圓（花押）　聰乗（花押）
勧進　日隆（花押）明圓（花押）

文安元年甲子十二月十二日

この法度は日隆聖人が門下に対し、法度の条文を掲げてその後に本尊を勧請した起請文を作成し、二十七名の門下が署名・加判したものである。第一条では女犯、肉食を禁止し「委しくは別記の如し」とある。第二条では博奕を禁じ、第三条では堂中での失物について昼は攻番夜は惣衆が弁済せねばならぬこと、そして違反した者は交衆から追放し請用を停止する。そしてその後に仏祖三宝に対する誓約の文言が記されている。

この法度の特徴は、僧侶として行ってはならぬ行為が明示されていることである。この中で、女犯・肉食・博奕の三科は行ってはならない行為として禁止しているが、堂内の失物については「如レ本可二返弁一」と賠償責任の所在を決めているので、始めの三科が門流に属する者にとっての禁止事項とされたと思われる。尚、寛正四年五月十三日付『本能寺之法度』第三条に「於二大犯三箇條之法度一者如二惣別之記一可レ行二守之一者也」とあって三箇条の内容が明示されていないが、本条で女犯・肉食・博奕の三科を指定したので再度は記述しなかったと思われ、日隆聖人はそれを「大犯三箇条」と呼んだことが知られる。

しかし同時期の他師の法度を見ても女犯・肉食についての規定は見えない。これは女犯は五戒の中の不邪婬戒、肉食は不殺生戒を犯すことになる為、僧侶として基本的に守らねばならぬ戒に含まれているので、僧侶が行ってはならぬ行為として法度で定めるまでもないことと考えられた為であろうか。また博奕については、「本成寺規

式幷禁制事」に見えるが、他の法度には見えず一部の者が行った非法行為であったのであろうか。

ところで辻善之助氏『日本仏教史』（中世篇之五）には、室町時代の僧侶の堕落について記しているが[10]、その中に「女犯」「肉食」についての記事が有る。応永年間の例を見ると、

朝鮮使節宗希璟の『老松堂堂日本行録』応永二十七（一四二〇）年七月赤間関停泊条に[11]、

此津下有二極浦一中有二人家一上有二僧舎一、一寺内、僧東尼西而居、殿内、尼西僧東而坐常時念仏、夜則隔二置経函一而宿焉、予見レ之還レ舡、三浦羅来、寺門外居我国之人也　予問二三浦羅一曰、此寺僧尼常於二仏殿内一常時同宿、其年少、僧尼無二乃有二相犯一者乎、羅笑曰、尼孕レ兒、則不レ居帰二其父母家一産後還レ寺臥二於仏前一三日後、衆尼来請レ還二入本坐一矣

とあって赤間関の寺院での僧尼の不行跡が示されているが、外国人使節の見聞録という点で一般的な例と見るのか傍証が必要であろう。さらに、

『看聞御記』応永廿三（一四一六）年六月廿日条に[12]

（前略）伝聞。今日相国寺人供行者下部等百四五十人。侍所一色召捕云云。是僧達濫行魚食等不義事共為レ被二糺明一也。人供下部被二嗷問一。就二白状一僧四五人又被二召捕一。寺家周章不レ能二是非一云々。

『看聞御記』応永廿三年六月廿三日条に

（前略）相国寺騒動事。行者人供等悉被レ免帰レ寺。就二白状一召捕四五人之僧ハ重科之間可レ被二遠流一云々。以前廿八人召捕僧ハ流罪被レ免云々。

とある。これは、禅宗の相国寺で僧侶の食事の世話をする人供行者下部等百四五十人が侍所の一色氏に捕らえられたが、それは僧等の濫行魚食を糺明する為で、下部等の白状によって僧四五人が捕らえられ遠流に処せられた

のである。

当時の宗教界に前記のような「女犯」「肉食」の事実があったとすれば、日隆聖人が門下に対して一般宗教界の風潮に染まらぬようにとの用心があったのかも知れない。しかし聖人以外に日蓮門下でこれを規制する法度が見えぬことから、聖人が独自に定められた法度である。

それでは聖人はどのような法令を基に法度を出されたのであろうか。室町時代以前に僧侶の「女犯」「肉食」を禁じているのは奈良時代の「僧尼令」である。「女犯」について、

①「停婦女条」[13]に

凡寺僧房停二婦女一。尼房停二男夫一。経二一宿以上一。其所由人。十日苦使。五日以上。卅日苦使。十日以上。百日苦使。三綱知而聴者。同二所由人罪一。

②「不得輙入尼寺条」[14]に

凡僧不レ得三輙入二尼寺一。尼不レ得三輙入二僧寺一。其有ニ覲二省師主一。及死病看問。斎戒。功徳。聴学上者聴。

とあり、「肉食」については、

③「飲酒条」[15]に

凡僧尼飲レ酒。食レ宍。服二五辛一者。卅日苦使。若為二疾病薬分一所レ須。三綱給二其日限一。若飲レ酒酔乱。及與レ人闘打者。各還俗。

とある。

①は、僧尼の房に異性が同宿することを禁じ、違反した僧尼及び三綱の刑罰を定めている。

②は、僧尼が特定の場合を除き互いにその寺に入ることを禁じている。

③は、僧尼の飲酒・肉食等について飲食を規制し、違反や俗人との闘打に対する刑罰を定めている。このように出家者が守らねばならぬ戒律を法律によって規定した前例を知られた聖人が、それを法度として規定されたのではなかろうか。

(2)讃州宇多津弘経院法度（宝徳二年一四五〇）[16]

定

讃州宇足津弘經院法度條々事

一、無二退轉一可レ有二弘通一事

一、守二本寺之大旨一可レ爲二塩那成敗一事

一、寺家造築之事惣塩那而可二取成一事

一、公事等出来之時者惣塩那而可レ爲二勤仕一事

一、時之住持於旦那而不レ可二相計一事

右守二此旨一師塩共仁不レ可レ有二闕如一但寺家之事者惣旦那中一味同心經二談合一可レ然様可レ被二相計一者也仍爲二後代一所レ定如レ件

寶徳貳年二月下旬

摂州尼崎本興寺住持日隆（花押）

これは尼崎本興寺の住職としての日隆聖人が、四国宇多津の本妙寺の前身である弘経院に与えた法度で、弘経院が本寺である本能寺・本興寺の意向に従って信徒である「檀那」を指導するように指示したものである。この法度から次のようなことが知られる。

①この「弘経院」は、享徳元（一四五二）年七月下旬日隆聖人より「本妙寺」の寺号を授与されたが、聖人が自ら布教の結果建立された寺院でも寺号を称する迄には時を要している。

②本興寺を「本寺」とする本寺・末寺の関係が意識されている。

③弘経院に関わる工事については、信者全体で行うこと。

④公の課役等が課せられた時は、信者全体で勤めること。

⑤弘経院の住職の決定については、信者と相談してはならない。

⑥弘経院の住職・信者は以上の五か条を必ず守りなさい。そして弘経院の維持については、信者一同でよく話し合ってうまく取り計らいなさい。後々の為に以上のように定める、との意である。

(3)日隆遺言状（宝徳三年一四五一）[17]

日隆聖人未来遺言之事

右被仰下之條

日隆聖人御入滅已後

於本興寺能化七年之間

可レ相待器用之人一但其中

修學者有レ之僧衆檀方以

相談合可レ定住持者也若

器用之人多者如京都於

本尊御前可レ取御鬮仍

爲三後代一被二仰下一之處如レ件

寶德三年二月一日　日隆（花押）

これは日隆聖人が自ら入滅後の尼崎本興寺の住職について定められた法度で、日隆聖人在世中は聖人が選ばれるが、聖人入滅後は七年間器用之人（能力のある人）を待ち、その中で修学者があれば山内僧侶と檀家が相談して住職に決めること。若し能力のある人が複数居るときは、妙顕寺で朗源師の後継者として日霽師を選んだように、御本尊の前で御鬮を引いて決めなさいと。聖人が後々の為に仰せられた。というように第三者的な表現をしておられる。これは本興寺に教学伝習の場としての勧学院が設けられたことと関連すると思われ、宝徳三年には勧学院が存在した傍証となろう。そして後の寛正四年に出された「本能寺之法度」でも「於二本能寺貫首職一者為二本興寺一致二成敗一無二世出世之贔屓一選二學匠之器用志之人一可二付嘱一事」とあって、本能寺貫首が本興寺の為に学匠で能力のある人物を選び住職にするように定められている。

(4) 信心法度（宝德三年一四五一）[18]

信心法度事

一、他宗者う法のたうや志ろへまいるへからす　同仏神おかミ一志者んせんおもくやうすへからす

一、みこかんなき徒かふへからす　同おこりおとさせ　よろ徒のきたうさすへからす

一、當宗のそうなくて事かけ候とも　た宗に何事にても候へさすへからす

一、た宗のかうにましるへからす

一、た宗のふつ志きたうの所へゆき　一者んおもうけ茶さけにても候へうくへからす　同こなたへもさやうの時よふへからす　上同

一、た宗のくとくふろへ木おそへなんと志てもそうして入へからす　こなたへもた宗の人々おくとくふろに入へからす
一、く者う事よりほかなに、ても候へ　仏事きたうに一志者んせんいたすへからす
一、おとこた宗にて女性當宗ならはいつまてもす徒へからす　おとこ當宗にて女性た宗ならハ三年まてハおくへし　それすきハもんとお者なすへし
一、法花宗たりとゆふとも當門徒よりほかの寺へまいるへからす　仏おもおかむへからす　同そうたん者うおもくやうすへからす
一、たもんとのたんきおきくとも　きやうおも徒けてよミたいもくおもとなふへからす
一、かりやとならハた宗のやかためありともゆるすへシ　我やとによそのやかため候ハ、きんせいすへし
一、た宗の人、むこよめになりきたらハすな者ちたう宗になすへし　同いゑの内にきたりミや徒かい候ハ、すな者ちまつ一日なりとも當宗になすへし
一、當宗のそうたん者う　同ほうあいたん者うの者うほうのふるまいミかくし　き、かくさんハこん生むなしく後生むけんにおつへし

これは日隆門流の僧侶・信者に謗法行為を禁じた法度である。その内容は、

①他宗の寺院や神社に参詣したり、そこに祀られている仏神を拝んだり、一紙半銭の供養もしてはならない。
②巫女や巫を使う祈祷、また癒をおとす等の万の祈祷を自宗の僧侶以外の者にさせてはならない。
③本宗の僧侶が居なくて不便であっても、何事であれ他宗の僧侶にさせてはならない。
④他宗の信者が行う講に参加してはならない。

⑤他宗の仏事や祈祷に参加して、一飯でも食したり茶や酒でも受けてはならない。当方で行う時は他宗の者を呼んではならない。

⑥他宗の者が用意した功徳風呂に薪を差し入れるのは良いが、入ってはならない。こちらが用意した功徳風呂に他宗の者を入れてはならない。

⑦公方の命以外何事につけ仏事祈祷に一紙半銭でも出してはならない。

⑧結婚について、他宗の男性と当宗の女性の場合はそのままで良いが、当宗の男性と他宗の女性が結婚し、女性が三年以内に改宗しない時は、其の夫婦は門徒より追放する。

⑨法華宗と言っても、他門流の寺に参ったり仏を拝んではならぬし、他門流の僧侶や檀徒に供養してはならぬ。

⑩他門流の談義を聞いてもよいが、他門徒と共に読経したり題目を唱えてはならぬ。

⑪今の住居が仮宿ならば他宗の屋堅札があっても良いが、自分の住まいに他宗の屋堅札は禁制である。

⑫他宗の者が婿や嫁に来れば当宗に改宗させなさい。同じ家に来たり、勤めに来た者は一日でも当宗の信者にしなければならぬ。

⑬当宗の僧侶や檀方は同信の檀方の謗法行為を見聞しながら隠した場合、現世での利益も無く、死後は無間地獄に堕ちることになる。

というものである。

この法度は文字通り信心に関する法度で、信者のみならず僧侶の謗法行為を禁ずることに主眼が置かれている。即ち①で他宗の寺院や神社に参り、その寺社に祀る仏神を拝んではならず、一紙半銭の供えもしてはならぬこと。また⑨より同じ法華宗でも、他門流の寺に参り仏を拝んだり、僧侶・檀方に供養してはならぬこと。④で他宗の

講に参加してはならぬこと。⑤で他宗の仏事や祈祷に参加しても食事や飲物を受けてはならぬこと。⑥で他宗の功徳風呂に入ってはならぬこと。⑦で公方の命で仏事・祈祷に金を出すのは仕方がないが、それ以外の仏事に金を出してはならぬこと。⑩より他門流の談義を聞いても、共に読経や唱題をしてはならぬこと。③より何事も他宗の僧に頼ってはならぬこと。また家庭について⑧⑫より他宗の男性と当宗の女性の結婚は良いが、当宗の男性が他宗の女性と結婚した時、女性が三年以内に改宗しなければ、夫婦とも門徒より追放する。また勤めで来た者は一日でも当宗の信者にすること。⑪より自宅に他宗の屋堅札をおいてはならぬ。そして⑬より当宗の僧侶や檀越が同信者の謗法行為を知りながら隠せば、その者も同罪であると指摘している。

またこの法度より、当時の布教が(1)「講」組織を通して行われていたこと。(2)仏事や祈祷で談義が行われ、食事等の飲食の提供があったこと。祈祷では巫女や巫を使うことがあり、瘧を落としたり各種の祈祷を行ったこと。(3)余裕のある家では功徳風呂を用意して同信者や知人に提供したことが知られるが、これが布教の一助になったことも考えられる。

この信心法度は応永二十年六月十三日付妙覚寺　日成・日遵・日延師「妙覚寺法式」と内容が似ているが、日隆聖人が参照されたのかは不明である。

(5)日隆日禎日明連署本能寺法度（寛正四年一四六三）[19]

定　本能寺之法度

于時寛正四年癸未五月十三日

一、於二都鄙之両寺本能寺本興寺一者盡未来際無二本末諍一可レ成二両輪比翼之謂一事

一、於二本能寺貫首職一者為二本興寺一致二成敗一無二世出世之贔屓一選二學匠之器用志之人一可二付嘱一事

一、於二大犯三箇條之法度一者如二惣別之記一可レ行二守之一者也　若有二違背之輩一者永代可レ放二交衆一事
一、於二毎朝之一卷經一者為二廣宣流布師檀安全之祈禱一之間無二闕日一可レ有二一山一同出仕一者也　若不参及二三箇日一者科銭三疋但當病将有二難レ謝所用一者披二露巨細一可レ有二請暇一事
一、於二當番衆一者三時之勤行幷夜番衆中不レ闕付攻番堂中不レ出　若有二隙事一者可レ出二代官一事
一、於下企二闘諍一帯二刀杖一衆徒上者無二蟲屑偏頗一可レ放二交衆一事
一、祈禱作善之外為二遊戯雑談一不レ可レ夜二宿在家一事
右如レ此條目於二違犯之輩一者可レ為二一闔提謗法一者也
仍所レ定如レ件

日禎（花押）
日隆聖人（花押）
日明（花押）
本能寺貫首幷衆徒中

これは日隆聖人より本能寺貫首と衆徒宛に出された法度であるが、末尾に日禎師（本興寺貫首）と日明師（本能寺貫首）の加判があることから、宛所が「本能寺貫首幷衆徒中」とあるものの両山の貫首と衆徒に出されたことが知られる。内容は、

①都（本能寺）鄙（本興寺）の両山は、盡未来際どちらが本寺・末寺であるとの区別なく比翼両輪の関係でなければならぬ。

②但し、本能寺貫首は本興寺の為に教学的能力のある人物を選び住職として付嘱せねばならぬ。

③大犯三箇条之法度は守らねばならぬ。違背する者は永代宗門より追放する。ここでの大犯三箇条は、(1)の文安元年の法度より女犯・肉食・博奕と思われる。さて「大犯三箇条」とは、本来鎌倉時代に諸国の守護が果たすべき職務権限で、御家人の大番催促、謀反・殺害人の追捕の三ヶ条である。[20] これらが厳重に遵守すべき守護の職務から「大犯」の名が冠せられたのであろう。日隆聖人は門下の僧侶に禁止すべき事として女犯・肉食・博奕を指定され、特に禁ずべき事柄であるので法令にあった「大犯三箇条」の呼称を用いられたのであろう。

④毎朝の一巻經は広宣流布・師檀安全の為の祈祷であるから、毎日一山一同で出仕すべきものである。もし欠席が三日になれば三疋の罰金を科す。但し病気或いは抜けがたい所用があれば、詳しく披露して暇を請わねばならぬ。

⑤当番に当った者は三時の勤行と夜番において攻番に付き堂から出てはならぬ。もし所用の時は代人を出さねばならぬ。

⑥闘諍を企て刀杖を帯する衆徒は交衆から追放する。

⑦祈祷作善以外の遊戯雑談の為に在家宅に泊まってはならぬ。

以上の条目に違反する者は一闡提謗法の者である。以上の如く定める。

日隆聖人は門流維持の為に(1)～(5)の法度を制定されたのであるが、同時期の日蓮門下の他師も各門流を維持する為の法度を出しているので、次にそれを検討してみたい。

二　他門流制定の法度について

日隆聖人と同時代の他門流が制定した法度は以下のような内容である。

(1)本成寺　日陣師[2]

一、定　在御判　本成寺規式幷禁制事

一、剃髪之後者閣二萬事一以レ夜継レ晝可レ致二学文稽古一者也、但於下能二其器用一之輩上者以二無二之信心一可レ存二給仕奉公之處一、空送二年月一徒経二時日一之條甚以不可也、然間向後堅固可レ存二此旨一者也、

一、毎日二時晨朝日没勤行之刻無二懈怠一可レ被レ参候、殊更於二晨朝之勤行一者皆参二入堂一可レ有二勤行一、若於二三日不参之輩一者三箇夜之間可レ有二燈油之沙汰一也、但除二現病遠行者一也、

一、毎日当番両人正権勤仕当日番役云云、然者先薦者止二宿御堂一而可レ被レ申二宿直一、若有二闕如之人一者任二先日約束一三日三夜可レ令二勤仕一也、

一、仏具等紛失時者為二当日番役一可二弁済一也、如二兼日一法式而已、

一、当寺常住薦次事、於二童形一者十七出家可レ為二方次一也、同年可レ依二前後一也、而於二内陣出仕之事一者可レ経二三箇年一者也、

一、剃立法師事、以二十三歳一可レ為二方次一、十箇年之間可レ為二外陣一也、

一、横入次第事、七箇年之間可レ為二下陣出仕一、但依レ人可レ有二用否一歟、

一、於二他方来一者十箇年之間可レ為二下陣出仕一、但隨二器用一可レ有二出進一歟、

一、朝夕行法已後不二法談一不レ可レ論二無益雑言一耳、

一、依当寺止住為休息構部屋坊也、後号退出或号要用、以件部屋坊不可破移他所、縦其身者雖不止住、以坊屋者為御堂修理料可令點定者也、

一、比丘尼女性已下俗衆等、固以不可参候内陣、縦雖為僧衆帯武具而不可著座也、

一、不著袈裟不可参入内陣耳、

一、売買本尊持経科事、可停止一期之出仕也、

一、於打擲之罪科者五箇年之間可停止出仕也、

一、悪口謗言科同上、

一、於刀傷事者十箇年間可停止出仕也、

一、殺害科事可限一期也、

一、博奕科事、五箇年間可停止出仕也、

一、盗人科事二十箇年間可停止出仕也、

一、密懐科事可為一期者也、

右於此二十箇条之制法者無親疎堅可致其沙汰者也、兼又剰不経戒蔦不積法蔦、只守剃髪姿計為無智無作身欲隣上座之條、且背出世之法且違世間之禮、甚以不可也、然則可謂増上慢比丘將墜於大坑亦可思謂己均仏名増上慢者矣、嗚呼此文可恐可恐、此句可恥可恥、然則向後固所制止也、若背此旨之輩者永不可為聖人御門跡、仍末代後證制法之状如件

応永元年戊申六月五日

日成・日遵・日延師[22]

(2)妙覚寺

妙覚寺法式

法華宗真俗異体同心法度事

一、於二謗法之堂社一不レ可レ致二参詣一事　但除二見物遊覧公役等一

一、於二謗法之僧侶等一不レ可レ成二供養一事　但除二世間仁義愛禮等一

一、設雖レ為二誘引之方便一直不レ可レ受二謗法供養一事

一、為二檀越一致二社参物詣一成二謗法供養一輩者堅可レ令レ呵二責之一若及二再三一猶不レ信二用之一者不レ簡二大小一不レ撰二親疎一可レ捨レ之事

一、縦其夫雖レ為二信者一其妻不二受持一者三箇年之間者其小師無二間断一可レ加二教誡一猶以無二信順之儀一者夫婦共可レ捨レ之事

一、僧俗共有二不信謗法之振舞一時乍レ見二聞之一不レ致二寺家披露一者可レ為二與同罪一事

一、於二当寺之法式一若有二不審之儀一者雖レ為二幾度一伸二存分一遂二決断一令レ用二捨邪帰正一隨二其趣一可レ弘二通之一若其已前搆二己情之新義一輩者可レ為二仏法之重科一事

一、檀那謗法業治定之後為二其小師一捨レ之時者為二自余之僧衆一不レ可レ出二入其許一事　但除二自余之所用等一

一、於二謗法之擲銭一者衆僧一同可レ捨レ之事

以上

応永廿稔歳次癸巳六月十三日

妙覚寺住持日成

妙華院日遵

(3)本法寺　日親師[23]　　大聖院日延

仮名書法度　開山御筆

定　当寺法式事　花押（日親）

一、三時の勤行廃退あるへからす、殊更朝経の出仕無沙汰不レ可レ有也、若一向一朝闕如あらハ過銭可レ被レ出如レ定、読経始て以後たらハ半分過銭如レ例、

一、本堂の御番衆、香花灯明可レ亘二四季一事、

一、寺家法談之時節、衆徒として門外へ不レ可二遊行一、餘に切なる所用あらハ前後二可レ被レ出レ歟、

一、行方をしらせすして宿二他所一事あるへからず、設白昼なりといふとも不レ可レ然間事、

一、請用にいてむ僧供養の事、終らハ早々可レ有二帰寺一事、若有二子細一逗留あらハ、如二先々一檀方より可レ有二注進一事、

一、於二出家道一子細ありとも、在所を隠蜜して他所に被レ宿事不レ可レ然、

一、大津・坂本にあらすして、辺土の往還に十徳袖ほそを不レ可二着用一事、内衣斗ハ依二時宜一不レ苦、

一、於二寺内一坊宇を造立あらむ人ハ、偏三宝の奉公、院内の荘厳ニあてかハれむ上ハ、万一過失あって寺家を被二追放一ことありとも、舎宅をハ門外へ不レ可レ被レ出、若為二無力之仁一者、当寺居住の間たりとも、寺中にして可レ被二了簡一、是久古例なり、さりなから只坊宇を難レ捨思れむ人ハ、知音を憑て寺内にして売て代物をとらるへし、此代物の沙汰ハ雖レ無二先例一始行する処也、

一、凡夫の習、自然の過失あツて御ふ志むをかふらむ時、訴訟のあひた自坊に籠居仕らハ、侘事のために一

人とハ自然の参会を仕へし、其外ハ二人三人共寄合、茶湯等賞翫の儀あるへからす候上は、他房へ立いり檀方へ不レ可二出入一候、

一、僧衆の訴訟ハ幾度も属二僧衆一可レ被レ申、俗方として不レ可レ被レ申、是日遥已来の古例也、

一、入衆事、縦雖レ為二当寺生立得度之仁一入衆之砌ハ百疋可レ出者也、次帰伏之仁者貳百疋云云、次末寺僧徒入衆事、此法式被二定置一年歳已後者、生立得度之仁も幷他宗他門帰伏之仁も、如レ此式目可レ守二当寺之例一者也、次万一有二子細一晩遁者、入衆をハ礼物千疋可レ出者也、

一、帰伏之仁の年限事、最初の披露のまゝたるへし、已後之年歳を不レ可レ被レ替事、

一、門家之生立たりとも、中絶して被二帰参一ハ可レ同二帰伏之仁一事、

一、直弟孫弟、薦次不同事、孫弟ハ直弟ニハ二薦可レ為二下座処一也、

一、自出家事、出家ニかきらす、檀方たりとも、一度も住持の目にかゝられん方ハ、可レ謂二御意一事、其外仏物等如レ此間定置、

一、門立無用の小路の往覆、堅可レ禁事、

一、於二寺内一帽子を頭ニ不レ可レ懸、日祐以来先規也、着レ笠等同前、自坊のうちの事にハあらす、

一、晩出家者可レ着二用縫衣布衣帯一処也、次縫染ニも、内陣勤行不レ可レ仕、如二先例一堅可レ守二此制禁一者也、

已上十八ヶ条

右任レ被二仰下一旨、経二衆中評議一所二定置一也、堅守二斯式目一、不レ可レ存二怠慢之儀一、相残法式越波重依レ仰可二撰定一者也、仍如レ件、

文明第十六天太才甲辰八月十三日

円陽房日祝以下二十二名署名加判（省略）

(1)日陣師の「本成寺規式并禁制事」は全二十条で、

①出家後は万事を差し置いて昼夜学文稽古を行う可し。但し能力の有る者は、信心を以て給仕奉公すべきで、空しく時間を過ごしてはならない。

②毎日晨朝・日没の二時の勤行は、懈怠無く努めねば成らぬ。殊に晨朝勤行は全員参加すべし。若し三日不参之輩は、三夜分の燈油料を出すこと。但し、病中の者、遠出中の者を除く。

③毎日当番二人が当日の番役を勤める。一人は本堂内に宿して宿直と称す。若し欠けた時は、②から三日三夜勤仕させる。

④仏具等が紛失した時は、当日の番役が弁済する。

⑤当寺の常住者の席次について、童形の者は十七才で出家することとし、同年者は先に出家の者が上位になる。内陣出仕は三箇年を経た者とする。

⑥剃髪の法師は、十三才以上とし、十年間は外陣にあることとする。

⑦途中で入山した横入の者は、七カ年は下陣の出仕とするが、人によって例外とするか。

⑧他寺からの者は、十年間下陣の出仕とする。但し能力があれば昇進させる。

⑨朝夕の勤行後法談以外の無益の雑言を話してはならぬ。

⑩当寺への止住は、休息の為に部屋を与える。後で退出・要用と言って他所に移ることは不可である。その身は部屋坊に住まずとも、御堂の修理料として負担すべきである。

⑪比丘尼や俗衆は内陣には参入出来ない。僧衆であっても武具を帯しては着座出来ない。

⑫袈裟を着さずに内陣に参入出来ない。
⑬本尊や持経を売買した者は、一期の出仕を停止する。
⑭打擲の罪は、五箇年出仕を停止する。
⑮悪口謗言の罪は、五箇年出仕を停止する。
⑯刃傷は、十箇年間出仕を停止する。
⑰人を殺害した時は、一期の間出仕を停止する。
⑱博奕をした者は五箇年出仕を停止する。
⑲盗人の科は、二十箇年出仕を停止する。
⑳密懐（女犯）の科は、一期の間出仕を停止する。

この二十箇条の制法は親疎無く沙汰すべきことで、若し停止期間を守らずに修行せず、ただ剃髪の姿のみを守って上座に上ろうとするのは、出世の法に背き世間の礼にも違い不可である。それは増上慢の比丘が穴に落ちたと言うべきでしょう。この文恐るべし・この句恥ずべし。今後は固く制止するところ也。この旨に背く輩は聖人御門跡たるべからず。仍て末代の為に制法の状、以上のごとくである。

(2)日成・日遵・日延師の「法華宗真俗異体同心法度事」は全九条で、

①謗法の堂社に参詣してはならない。但し見物遊覧や公の仕事を除く。
②謗法の僧侶等に供養をしてはならない。但し、世間の挨拶・付き合いは除く。
③当宗へ誘う方便であっても、謗法の供養を受けてはならない。
④檀越として社参物詣をし謗法供養を成す者は呵責される。若し再三に及べば、その行為の大小、その人物の

親疎を問わず、門流より追放する。
⑤夫婦の内、夫が信者で妻が未信者の場合、その師に当たる者が三年間絶えず教戒して信者にならずば夫婦共に門流から追放する。
⑥同信の僧俗の不信謗法の振舞を見聞しながら、寺家に報告しない者は與同罪である。
⑦当寺の法式について不審のある時は、何度でも思いを述べて決断し捨邪帰正して弘通せよ。それ以前に自己の考えで新義を唱える輩は重い罰を受けることになる。
⑧指導していた信者が謗法者であるとして追放された時、他の僧衆もその信者の所に出入してはならない。但し所用のある時を除く。
⑨謗法者からの賽銭を僧衆は受けてはならない。

(3)日親師の「当寺法式事」は全十八条で、
①三時の勤行を怠ってはならぬ、殊に朝勤行は休んではならぬ。若し朝勤行が欠けることがあれば過銭を出すべきである。読経が始まって以後に出仕した時は、過銭も半分とする。
②本堂の御番衆は、香・花・灯明を四季に亘って用意すること。
③寺家で法談の時、衆徒が門外へ遊行してはならない。他に大事な所用があれば、法談の前後に済ませること。
④自分の行方を知らせずに他所に宿泊してはならぬ。若し白昼であっても許されぬ行為である。
⑤供養を頼まれて寺外に出た僧は、終われば早々に帰寺すべし。若し事情があって逗留するならば、檀方から寺に連絡すべきである。
⑥出家に際して子細があっても、居所を隠して他所に宿ることは許されない。

⑦大津・坂本以外の地方への往還に十徳を着てはならぬ。内衣は時期の物を着てかまわない。

⑧寺内で坊宇を造立する人は三宝への奉公の為に院内の荘厳をしているので、過失があって寺内から追放されても舎宅を門外に移すことは出来ない。若し無力の人ならば当寺に居住の間だけでも寺中にいることが認められる。しかし坊宇を捨て難く思う人は知人を頼って寺内で坊宇を売って代物を取ればよい。この処置は先例が無く始めて行うことである。

⑨凡夫の習で自然の失あって御不審を蒙った僧が、訴訟の間自坊に籠っている間、用事の為に一人とは面会しても良いが、それ以外に二人三人と寄合って茶湯等を楽しんではいけない。勿論他方へ立ち入ったり檀方へ出入してはならない。

⑩僧衆に関わる訴訟の発言は、僧衆に属して申すべきで、俗人が申すべきではない。これは日暹以来の古例である。

⑪入衆の事、縦当寺に生立ち得度した者も入衆の節は百疋出すべし。次に帰伏の者は二百疋を出す。次に末寺の僧徒入衆の事、この法式が定められて以後は、寺内で生立得度の人も他宗他門帰伏の人も、この式目の如く当寺の例を守るべきである。次に万一子細あって晩遁者の入衆は礼物千疋出すべきである。

⑫帰伏の人の年限（年臈）は、最初に披露したままで途中で変えてはいけない。

⑬寺中の生立ながら途中寺外に出て帰山した者は帰伏の人と同じである。

⑭直弟孫弟の臈次の不同は、孫弟は直弟より二臈下座である。

⑮出家については、出家に限らず檀方でも一度も住持と会ったことの無い者は、その意見を聞くこと。

⑯門立無用の小路の往復は堅く禁ずる。

⑰寺内では帽子を被ってはならぬことは日祐以来の定めである。笠の着用も同じだが、自坊の内は自由である。
⑱晩出家の者は、縫衣布の衣帯を着るべきである。仮染にも内陣で勤行してはならない。先例の如くこの制禁を守らねばならぬ。
右日親上人の仰せ下さる旨を衆中の評議を経て定めた所である。堅く斯の式目を守って怠慢の儀が無いように。残れる法式は重ねて仰せによって選定すべきものである。

三　日隆聖人制定法度と他師制定法度の比較

日隆聖人制定の法度は前述の如く、
(1)「本能寺日隆以下大衆連署起請文」、(2)「讃州宇多津弘経院法度」、(3)「日隆遺言状」、(4)「信心法度」、(5)「日隆日禎日明連署本能寺法度」の五種で、内容については既に述べたところであるが、
(1)「本能寺日隆以下大衆連署起請文」は、門下に対して女犯・肉食・博奕の三種を僧侶にとって重大な違法事犯とし、それに堂内での盗難を加えて、違反すれば門下から追放するとして、起請文を挙げて門下の僧が署名したものである。
(2)「讃州宇多津弘経院法度」は、讃岐宇多津の弘経院に対して住職と檀越の関係について指示したものである。ここでは聖人自身「本興寺住持日隆」と名乗り、弘経院を末寺として本寺から末寺に指示する形を取っている。そして寺の運営は住持が檀越と協力して行うようにと述べている。
(3)「日隆遺言状」は、法度よりは聖人入滅後のことについて書き残されたものである。内容は本興寺の住職に

ついて、適任者があるまで七年間は待ち、修学者があれば僧衆と檀越が相談して決めること、若し複数の時は御宝前で鬮に依って決定することが記されている。

(4)「信心法度」は、門下の僧侶と信者に、謗法行為を行わないように具体的に示した法度である。

(5)「日隆日禎日明連署本能寺法度」は、聖人入滅の前年に本能寺・本興寺の両山の貫首と衆徒に出された法度である。内容は能興両山の関係、大犯三箇条や帯兵仗衆徒の処分、三時の勤行についての規定等将来に向けての指示が見える。

これに対して、

(1)日陣師の「本成寺規式幷禁制事」は、

①三時の勤行に関わる規制。

②寺内の僧侶の席次に関わる規則。

③打擲・悪口・刃傷・殺人・博奕・盗人・密懐等に関する規則。

等であって、①三時の勤行の件は日隆聖人の法度(5)に見える。③の僧侶の犯した罪については、日隆聖人は女犯・肉食・博奕・堂中の盗難を挙げているが、殺人・打擲といった暴力行為は見られない。②の僧侶の席次の件は日隆聖人法度には無い。

(2)日成・日遵・日延師の「法華宗真俗異体同心法度事」は、謗法行為を規制する法度で、日隆聖人の法度(4)と共通の内容である。

(3)日親師の「当寺法式事」は、

①三時の勤行幷本堂管理の規制。

②僧侶が寺外で活動することの規制。
③服制に関する規制。
④個人の財産に関する規制。
⑤訴訟に関する規制。
⑥寺内での席次に関する規制。
等が含まれている。

①の三時の勤行については、日隆・日陣・日親の三師の法度にあり、日々の勤行が重視されたことが知られる。②の寺外での活動について、日隆・日親師は在家宅への無断宿泊を禁じているが、風紀上の懸念があったからではなかろうか。他の服制・財産・席次・訴訟については、日陣・日親師の法度にあるが、日隆・日成師等の信心法度のような信仰に関わる法度と比べると世俗的な感じを受ける。本稿で取り上げた諸師がそれぞれ他師の法度を承知していたか否かは不明である。

ところで本法寺日親師は『傳燈鈔』[24]で、

日隆慶林坊ハ謗施ヲ行フ事ヲ専トスル様ナル疑ヒ、於京都連連尋聞カバ次第次第ニ可顕歟

と聖人を批判しているが、信心法度において信者以外の者が行う仏事祈祷に一紙半銭でも出してはいけない、としながらも「公方の事より他」と、公方には出すことを認めた「王侯除外の不受不施」と言われる立場を取ったので、この点の指摘かと思われる。これは宗祖大聖人の不受不施義に従ったものであるが、公方を除外したのは、当時の政治情勢から不受不施義を通せば教団が存立し得ないと考えられたのではないだろうか。尚、日成師の法度でも「謗法の堂舎に参詣してはならぬ」としながらも、「公役は除く」と、公役なら参詣を認めているの

も同意であろう。

おわりに―日隆聖人法度の特徴

以上三節に亘って日隆聖人制定の法度について検討して来た。法度は日隆聖人が再興された法華経本門八品正意の教義を信奉し門下となった僧侶と、彼等の教化により檀越・信徒となった人々を教育し一つに纏めるために必要な規範であった。前掲の五種の法度は、文安元（一四四四）年聖人六十才より寛正四（一四六三）年聖人七十九才の間に制定されている。

聖人は応永二十七（一四二〇）年尼崎本興寺を建立、永享元（一四二九）年京都本能寺再建の後、本格的な布教を行われたと思われるが、伝記書等によって応永三十三（一四二六）年敦賀本勝寺改宗・色浜本隆寺建立、永享十一（一四三九）年加納法華寺建立、嘉吉二（一四四二）年淡路妙勝寺転派、宝徳元（一四四九）年兵庫久遠寺改宗、宝徳二（一四五〇）年弘経院法度、宝徳三（一四五一）年堺顕本寺建立、宝徳四（一四五二）年宇多津本妙寺寺号授与、享徳三（一四五四）淡路妙京寺転派、長禄二（一四五八）年牛窓本蓮寺寺号授与・備前長遠寺寺号授与等のことがあったと推測される。法度制定の年時と末寺形成の時期を比較すると、末寺の増加に伴って法度が制定されたことが知られる。また禁止事項が提示されたことは、現実にそのような行為が行われていた為であろう。

最初の法度(1)は、法度と共に門下僧侶に二十七名の起請文の署名がある。法度では、女犯・肉食・博奕の禁止と、堂中失物の弁済の規定であるが、既述の如く当時の宗教界では僧尼の風紀上緩みがあったことが知られてい

るので、聖人としては門下の規律を維持する為に、出家者としての戒律護持とは別に法度を制定し起請文として署名させたのであろう。

法度(2)は禁止事項の提示ではなく、本寺本興寺住職としての聖人が、末寺の弘経院に対して寺院運営の方法を指示した規則である。弘教院はこの二年後「本妙寺」の寺号を授与されるが、四国地方の法華宗寺院は、各所にあった番神堂が基になって寺院となった例があるので、そのような基礎があっても一寺建立には時間と多くの人々の活動が必要であったことが知られる。

法度(3)は聖人の滅後のことを指示された文書で、禁止事項ではない。内容は尼崎本興寺の貫首選定についての規定で、欠員後直ちに後継者を決めるのでは無く、七年間の間に能力のある人物を求め、その中で教学者が居れば僧衆・檀方で決めること、さらに複数の場合は鬮を引いて決めることが指示されている。これは法度(5)で、本能寺と本興寺は本末の諍無く比翼両輪と定められているが、その一方で本能寺貫首に本興寺貫首の選定を委託しているのである。両寺は聖人によって都鄙の両本寺と定められたが、本興寺は学問の道場として教学的能力のある人物が求められている。これに対して本能寺は都にある本寺であることから対外的に門流を代表するような役割を与えられたのではないだろうか。またこの法度から後継者を鬮で選ぶことが認められていたことが知られる。

法度(4)は、門流の僧俗の信心についての規制で、宗祖以来の不受不施義を基に信仰生活を指示したものである。この中で当時の祈祷に巫女や巫が使われたこと、瘧をおとすような祈願のあったことが知られ、また檀越の中に自宅に風呂のある者が居て、知人を呼んで使わせて、功徳風呂と呼ばれたことが分かる。尚、当時の風呂は蒸風呂であるが、既に銭湯に当たる町風呂も存在したようである。[25] さらに公方よりの命には従うことが記されて、不受不施義堅持の一方で聖人の門流を護持しようとする意思が感じられる。また夫婦の間で夫が信者で嫁が未信者

であれば三年の猶予で改宗を待つが、嫁が信者ならば其のままで良いとあることは、男女間で信心の強さに差を認めておられるのであろう。

法度(5)は、聖人の晩年に出された規制で、能興両山のことを挙げた上で、大犯三箇条のこと、三時の勤行のこと、門流の僧俗として行ってはならぬ事を記してある。ここで、「闘諍を企て刀杖を帯する衆徒」という表現は初めてで、時代の推移に伴い信徒にも変化が生じていることが推測される。[26]

前節迄のように日隆聖人以外の各師の法度を見てくると、室町時代の日蓮門下では各門流で夫々の僧侶・衆徒が他門流に移らぬようにすることと、僧侶の資質を上げることを考えていたようである。その中で日隆聖人の法度は、公方は除外したものの宗祖の不受不施義によって僧俗の信仰生活のあり方を具体的に示し、本寺と末寺の関係を明示して将来に備えており、禁止事項の内容や為すべき事が明示されている。この法度の内容はその後後継の貫首によって変化した部分もあるが、門流の僧侶・衆徒に遵守されて、日隆門流は室町時代から戦国時代を通じて発展した。そして法度の如く本能寺・本興寺と京都・尼崎に信仰の拠点を置いたことで、後に戦乱によって京都所在の日蓮門下諸本山が壊滅的な被害を受けた時、本興寺が本寺として門流を支え苦境を切り抜けることが出来たのである。室町時代以後の各時代の両本山の働きについては、稿を改めて考察したい。

尚、本稿成稿に際して大本山本能寺様格護の日隆聖人真蹟法度を拝観の上撮影させて頂いた。真蹟法度の拝観と撮影を御許可賜った御貫首桃井日英猊下、作業に立会われた執事長佐藤泰慎上人他山内上人に御礼申し上げます。

補注

(1) 日隆聖人の門流形成については、拙稿「日隆門流の形成と教団維持に関する一考察」(花野充道博士古稀記念論文集『日蓮仏教とその展開』所収、山喜房佛書林、令和二年)参照。

(2)『國史大辞典』第十三巻(吉川弘文館、平成四年)福田豊彦「室町時代」の項参照。

(3)『國史大辞典』第九巻(吉川弘文館、昭和六三年)瀬野精一郎「中世―法制」の項参照。尚、中世法の概要について、笠松宏至『日本中世法史論』(東京大学出版会、平成二年)、『法社会史』(新体系日本史2、山川出版社、平成十三年)「Ⅱ中世」の項、等参照。

(4)『御成敗式目』中の関連条文は次の各条である。

第一条　神社を修理し、祭祀を専らにすべき事

第二条　寺塔を修造し、仏事等を勤行すべき事

右、寺社異なるといへども、崇敬これ同じ。よって修造の功、恒例の勤めよろしく先条に准ずべし。後勘を招くなかれ。ただし恣に寺用を貪り、その役を勤めざるの輩は、早くかの識を改易せしむべし。

第四十条　鎌倉中の僧徒、ほしいままに官位を諍ふ事

右、網位によって臈次を乱すの故に、猥りに自由の昇進を求め、いよいよ僧網の員数を添ふ。宿老有智の高僧たりといへども、少年無才の後輩に越さる。すなはちこれ且は衣鉢の資を傾け、且は経教の義に乖くものなり、自今以後、免許を蒙らず昇進の輩、寺社の供僧たらばかの職を停廃せらるべし。御帰依の僧たりといへども同じくもって停止せらるべし。この外の禅侶は、偏に顧眄の人に仰せて、よろしく諷諫の誡あるべし。

神官僧侶規制法

①宣旨の事　②僧徒の兵仗禁遏せしむべき事　③念仏者の事(以下七条略)、笠松宏至校注「御成敗式目　付北条

泰時消息」（『中世政治社会思想・上』日本思想体系21、岩波書店、昭和四七年）。

（5）『建武式目』中の関連条文は次の各条である。

第八条　権貴ならびに女姓・禅律僧の口入を止めらるべき事

第十六条　寺社の訴訟、事によって用捨あるべき事

第六十六条～第七十七条　大小禅刹規式条々、内容は①諸山住持の事②三名択用の事③建長・円覚両寺住持の事④同寺等前板の事⑤西堂同寺等に参暇の事⑥諸山住院年記の事⑦僧衆行儀の事⑧職人等の事⑨塔頭の事⑩徒弟院住持の事⑪寺中の刀杖狼藉の事⑫諸寺の安衆・寺務の事、である。

笠松宏至校注「室町幕府法　建武式目」（『中世政治社会思想　上』日本思想体系21、岩波書店、昭和四七年）。

（6）清田義英『日本中世寺院法の研究』（敬文堂、昭和六二年）所収「第二章中世寺院集会法」参照。

（7）清田義英『中世法華寺院法史論』（敬文堂、平成二一年）二八頁、参照。

（8）小西顕一郎「慶林坊日隆教学の研究―「法度」を中心として―」（『日蓮教学研究所紀要』二九号、平成一四年）、小西顕龍「慶林坊日隆における「法度」について」（『印度學佛教學研究』五八―一、平成二一年）、同「日隆聖人における「法度」について―四条門流との関連について―」（『桂林学叢』二二号、平成二三）、同「日隆教団の法度について―中世制定の法度を中心として―」（『桂林学叢』二五号、平成二六年）。尚、法度に見える不受不施義については、『日蓮教団全史上』（平楽寺書店、昭和四一年）二七八頁以下参照。

（9）この法度は『本能寺文書・什宝等目録』（本能寺、昭和六二）。庚、宗史、六号文書。『本能寺史料』中世篇（思文閣出版、平成一八）二八号文書として収載されているので、法度名は『史料』に従った。本稿引用に際しては、本能寺所蔵原文書と対照した。『史料』で、第三条目「昼者改番」とある部分について「改」と「攻」の読み方があるが、本能寺蔵の日隆聖人真蹟の寛正四年五月十三日付「本能寺之法度」第五条中の「攻番堂中」を見ると、真蹟二通とも明らかに「攻」であるので、これに従う。

(10) 辻善之助『日本仏教史』第六巻　中世篇之五、(岩波書店、昭和四五年)「第十四節室町時代僧侶の堕落」参照。

(11) 谷村一太郎・小川壽一編『校注老松堂日本行録』(太洋社、昭和八年)一一三頁。谷村一太郎・小川寿一校訂『新訂老松堂日本行録』(続群書類従完成会、昭和四三年)一一三頁。尚、下記著書に釈文がある。宗希璟著、村井章介校注『老松堂日本行録—朝鮮使節の見た中世日本—』(岩波書店、岩波文庫、平成三〇年)一六〇頁。

(12)『続群書類従　補遺二　看聞御記　上』(続群書類従完成会、昭和三三年)。尚、同時期の日記である『満済准后日記』応永廿三年六月十九日条に「侍所者共乱入相国寺、行者下部百余人召取」等と見える。(『続群書類従　補遺一　満済准后日記　上』続群書類従完成会、昭和三三年)。

(13)『新訂増補国史大系　令義解』(吉川弘文館、昭和三六年)八四頁。『日本思想体系3　律令』(岩波書店、昭和五一)の釈文は、「凡そ寺の僧房に婦女を停め、尼房に男夫を停めて、一宿以上経たらば、其の所由の人、十日苦使。五日以上ならば、卅日苦使。十日以上ならば、百日苦使。三綱知りて聴せらば、所由の人の罪に同じ」である。また本条では当事者の年齢が問題になり、『令集解』(吉川弘文館、昭和四九年)では、次のような法家の説が見られる。「謂。男女不レ限二年之多少一。但須二臨時斟酌一之也。釈云。若有レ姧者。自従二上条姧法一。其有三僧房停レ尼。々房停レ僧者一。依二下条輙入之法一耳。(後略)」。

(14)『律令』の釈文は「凡そ僧は輙く尼寺に入ること得じ。尼は輙く僧寺に入ること得じ。其れ師主を観省、及び死病を看問ひ、斎戒、功徳、聴学すること有らば聴せ」である。

(15)『律令』の釈文は「凡そ僧尼、酒を飲み、肉食み、五辛服せらば、卅日苦使。若し疾病の薬分に為るに、須ゐむ所は、三綱其の日限給へ。若し酒を飲みて酔ひ乱れ、及び人と闘打せらば、各還俗」である。

(16) この法度は香川県宇多津町本妙寺所蔵文書であるが、『本能寺文書・什宝等目録』(本能寺、昭和六二)。庚、宗史、二〇五号文書。『本能寺史料』中世篇(思文閣出版、平成一八)三〇号文書として収載されている。『史料』文書は写しであるが、法度名は『史料』から引用した。本稿引用に際しては本妙寺所蔵原文書と対照した。

(17) この法度は『本能寺文書・什宝等目録』（本能寺、昭和六二）。庚、宗史、四号文書。『本能寺史料』中世篇（思文閣出版、平成一八）三四号文書として収載されており、法度名は『史料』による。本稿引用に際して本能寺所蔵原文書と対照した。

(18)「信心法度」の日隆聖人真蹟の存否は不明。現在検討出来る史料は①京都妙蓮寺蔵「信心法度」（妙蓮寺文書編纂会編『妙蓮寺文書』大塚工芸社、平成六）。文書名は「日隆上人信心法度案」とある。②尼崎本興寺蔵「信心法度」（『大本山本興寺寺宝目録』（本興寺、平成三年）十二寺史、八〇号文書「日隆信心法度写」③『両山歴譜（日唱本）』（『本能寺史料　古記録篇』思文閣出版、平成一四）所載「信心法度」等がある。③によれば、文末に「右、所定如件、日隆在御判、宝徳三年二月朔日、好学院参」とあって、他の法度と比べても同じ書式で発令者の署名さらに日付と宛所がある。また本興寺蔵『両山歴譜』（日心本）には法度本文の記載は無いが、宝徳三年条に、「師六十七才、二月朔日定本能寺貫主嗣法之式、并ニ定信心法度十三ヶ条、送本能寺好学院日信上人、本紙今在妙蓮寺、通用之印ニ遣之ナリ」とあって、妙蓮寺所蔵の「信心法度」は、聖人の真蹟であるとの記事がある。しかし①を見ると、法度の本条のみの文章で、『歴譜』（日唱本）の「右、所定如件、日隆在御判、宝徳三年二月朔日、好学院参」の部分が欠けている。さらに書体を見ても聖人筆の仮名書の消息とは異なるように思われるので、真蹟を写した文書と考えたい。そして②は、「一處不住隠士、身軽院不水㊞」が写した文書であるが、文末に「日隆、好学院旨」とあり、さらに「右御法度洛陽妙蓮寺寶蔵在之以御真筆写之畢　敢不可疑之」とあって、この文書でも妙蓮寺に真筆が存在するとされている。そのため本稿では、妙蓮寺文書と本興寺文書を基に「信心法度」の条文を検討した。

(19) この法度は『本能寺文書・什宝等目録』（本能寺、昭和六二）。庚、宗史、三号文書。『本能寺史料』中世篇（思文閣出版、平成一八）三八号文書であるので、法度名は『史料』の名称を用いた。本稿引用に際しては本能寺所蔵原文書と対照した。

(20)『國史大辞典』第八巻（吉川弘文館、昭和六二年）五味克夫「大犯三箇条」の項参照。石井良助「大犯三箇条―鎌

倉時代の守護の権限の研究―」（石井良助『大化改新と鎌倉幕府の成立』創文社、昭和三三年、所収）。

(21)「童蒙懐覧集」（『日蓮宗宗学全書、第七巻、法華宗部』山喜房仏書林、昭和四三年）二九二頁。三時の勤行等については、松村壽厳『日蓮宗儀礼の研究』（平楽寺書店、平成一三年）に説明がある。

(22)『萬代亀鏡録』第二巻（出版科学総合研究所、昭和五七年）四三頁。

(23)「本法寺文書」（『日蓮宗宗学全書、第二十二巻、史伝旧記部五』山喜房仏書林、昭和四七年）二二六頁。「本法寺法式」については、中尾　堯『日親―その行動と思想―』（評論社、昭和四六年）一三六頁参照。尚、本稿では本法寺文書編纂会編『本法寺文書一』（本法寺昭和六二年）所載「本法寺法式」（仮名書）を使用した。

(24)『日蓮宗宗学全書、第十八巻、史伝旧記部一』山喜房仏書林、昭和四三年）四五頁。

(25) 中桐確太郎「風呂」（長坂金雄編『日本風俗史講座　第十巻』（雄山閣出版株式会社、昭和四八年）。公家の日記に見える町風呂の存在については、五七四頁参照。尚、本能寺非人風呂と功徳風呂について、太田晴道「六角大宮の非人風呂について―本能寺非人風呂の再検討―」（『桂林学叢』一九号、平成一七）がある。

(26)「大犯三箇条」や法度に見える罪の内容については、清田義英『中世寺院の知恵』（敬文堂、平成一〇年）。同『中世法華寺院法史論』（敬文堂、平成二一年）がある。

キーワード　日隆聖人法度　信心法度　弘経院法度　不受不施義　大犯三箇条